

館町団地自治会個人情報取扱規定

(目的)

第1条 この規定は、館町団地自治会(以下「**本会**」という。)において、会員の個人情報を適切に取り扱うことを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法律(以下「**法**」という。)を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報の取扱規定を総会資料または回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、事務局が「館町団地自治会入会届」「調査表」などを、会員または会員になろうとする者から受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、会員名簿の作成に必要な氏名(世帯主を原則とする)、住所、電話番号、その他の項目とし、会員があらかじめ同意した事項とする。

(利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1)自治会費の請求、会議の開催、管理、その他文書の送付など
- (2)会員名簿の作成及び居住者案内図の作成
- (3)会員相互の親睦や交流のための活動
- (4)慶弔金等の対象者の把握
- (5)防犯・防災の活動
- (6)災害時における要援護者の支援活動
- (7)その他総会や幹事会で議決された事業及び活動等

(個人情報の正確性と最新の確保)

第6条 本会は、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなった時は当該個人情報を遅滞なく消去するよう努めるものとする。

2 本会は、個人情報の漏えい、滅失の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(管理)

第7条 収集した個人情報は、自治会長及び自治会長が認めたものが次のように管理する。

- (1) 会員名簿ファイルのデータ(パソコンのハードディスク、USB 等)は建物に固定された施設できる保管庫または保管箱にて保管する。
- (2) 会員名簿ファイルには暗号化したパスワードをかけロックする。
- (3) 会員名簿ファイルへのアクセスは会館事務室にて行う。会館外へ持ち出さない。
- (4) 会館名簿ファイルはバックアップファイルを作成し、暗号化しておく。

2 会員名簿の配付及び破棄の方法は次のとおりとする。

- (1) 広報部が会員名簿を定期的に更新し、適宜配付する。配付するときに、これまでの会員名簿を回収し、細かく裁断して処分する。会員でなくなった場合にも、回収し、細かく裁断して処分する。
- (2) 更新ページは毎年各戸に配付する。更新年月を記載する。
- (3) 転入者のためにあらかじめ印刷された名簿は広報部が数量を管理し、流出しないように保管する。

3 自治会役員及び自治会役員であった者は、自治会活動上知り得た個人情報を開示してならない。

4 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

5 その他個人情報の管理については、「館町団地自治会個人情報運用手引」に準じて行うものとする。

(提供)

第8条 取得した個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意なしに第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

(開示)

第9条 会員は第4条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について開示を

請求することができる。

2 本会は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示するものとする。

(個人情報の訂正・利用停止等)

第10条 本会が会員から取得し保有している個人情報について、会員本人から訂正・利用停止等を求められた場合、速やかに訂正・利用停止等を行うものとする。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿は、会員に連絡することをもって、これに替えることができるものとする。

(苦情相談等)

第11条 本会における、開示、訂正、利用停止等の請求及び苦情相談等の窓口は事務局とする。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、法が全面改正された場合は、無効・廃棄とする。ただし、法の一部改正の場合は、この規定を改正する。規定の改正には、幹事会または総会において会員数の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、幹事会において議決された場合は総会において事後承認を得るものとする。

【附則】

1 この規定は令和5年1月14日より施行する。

(参考資料) 個人情報保護法第28条第2項

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

